

必要書類について

診療記録開示の申請時、提供当日に必要な書類についてのご案内です。

■ 患者様法定相続人の任意代理人より申請の場合

申請時

1. 診療記録開示申込書

※申請者の印鑑は、認印でご捺印の程お願いいたします。

なお、印鑑証明書を本人確認資料としてご提出される場合は、
印鑑証明書と同じ印鑑でご捺印ください。

2. 委任状（3か月以内に記入したもの）

3. 委任状に押されている患者様法定相続人の印鑑の印鑑証明書 （6か月以内に発行したもの）

4. 患者様法定相続人が患者様親族の場合、 患者様と患者様法定相続人の家族関係を証明できるもの（以下より1点）

- ・ 戸籍謄本（6か月以内に発行したもの）
- ・ 住民票（6か月以内に発行したもの）

5. 申請者本人であることを証明するもの

※ア)・イ) よりそれぞれ1点、計2点ご提出ください。

ただし、弁護士会発行の身分証明書と印鑑証明書を
合わせてご提出される場合は、イ) は不要です。

ア) 1点目：必ずご提出いただくもの（以下より1点）

- ・ 弁護士会発行の身分証明書
- ・ 弁護士会発行の印鑑証明書（6か月以内に発行したもの）
- ・ 保険会社の身分証明書
- ・ 保険委託調査会社の身分証明書

イ) 2点目：以下のうち、もう1点ご提出ください。

- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書（2012年4月1日以降に交付されたもの）
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ マイナンバーカード（通知カード不可）
- ・ 在留カード（顔写真付）
- ・ 資格確認書
- ・ 年金手帳

提供当日

1. 診療記録開示についての回答書
2. 申請者本人であることを証明するもの

※ア)・イ) よりそれぞれ1点、計2点ご提出ください。

ただし、弁護士会発行の身分証明書と印鑑証明書を
合わせてご提出された場合は、イ) は不要です。

なお、申請時にご提出されたものをお持ちください。

ア) 1点目：必ずご提出いただくもの（以下より1点）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会発行の身分証明書 ・ 弁護士会発行の印鑑証明書（<u>6か月以内</u>に発行したもの） ・ 保険会社の身分証明書 ・ 保険委託調査会社の身分証明書 |
|---|

イ) 2点目：以下のうち、もう1点ご提出ください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書（2012年4月1日以降に交付されたもの） ・ 旅券（パスポート） ・ マイナンバーカード（通知カード不可） ・ 在留カード（顔写真付） ・ 資格確認書 ・ 年金手帳 |
|--|

3. 申請者の印鑑（認印）

※申請時にご使用したものをお持ちください。

なお、申請時に本人確認資料として印鑑証明書をご提出された場合は、
印鑑証明書と同じ印鑑をお持ちください。

- 注意
- * 申請者が患者様法定相続人の任意代理人でない場合は、必要書類が異なりますので、お手数ですが、お問合せください。
 - * 弁護士から法律事務所事務員へ委任される場合は、弁護士の申請時必要書類に加えて「弁護士から事務員への委任状（3か月以内に記入したもの）」・「事務員の在職確認書類（社員証等）」・「事務員の本人確認書類（運転免許証等）」の計3点が追加で必要となります。
提供当日は、「回答書」・「印鑑」・申請時提出した「事務員の在職確認書類」・「事務員の本人確認書類」の計4点をお持ちください。
 - * 証明書等は、必ず原本をお持ちください。（複写不可）
また、マイナンバーの記載が無いものに限りません。
 - * 委任状は記入から3か月以内のものをお持ちください。
 - * 印鑑証明書・戸籍謄本・住民票は発行から6か月以内のものをお持ちください。
 - * 必要書類が揃っていない場合は、申請および提供ができません。